

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）（抄）【平成二十七年八月一日施行】

（変更点は下線部）

改正前	改正後
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1～7（略） 8 短期入所生活介護費（1日につき） イ 短期入所生活介護費 (1) 単独型短期入所生活介護費 (一) 単独型短期入所生活介護費(I) a～e（略） (二) 単独型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 <u>687単位</u> b 要介護2 <u>754単位</u> c 要介護3 <u>822単位</u> d 要介護4 <u>889単位</u> e 要介護5 <u>954単位</u> (2) 併設型短期入所生活介護費 (一) 併設型短期入所生活介護費(I) a～e（略） (二) 併設型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 <u>646単位</u> b 要介護2 <u>713単位</u> c 要介護3 <u>781単位</u> d 要介護4 <u>848単位</u> e 要介護5 <u>913単位</u> ロ～ハ（略） 9～11（略）	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1～7（略） 8 短期入所生活介護費（1日につき） イ 短期入所生活介護費 (1) 単独型短期入所生活介護費 (一) 単独型短期入所生活介護費(I) a～e（略） (二) 単独型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 <u>640単位</u> b 要介護2 <u>707単位</u> c 要介護3 <u>775単位</u> d 要介護4 <u>842単位</u> e 要介護5 <u>907単位</u> (2) 併設型短期入所生活介護費 (一) 併設型短期入所生活介護費(I) a～e（略） (二) 併設型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 <u>599単位</u> b 要介護2 <u>666単位</u> c 要介護3 <u>734単位</u> d 要介護4 <u>801単位</u> e 要介護5 <u>866単位</u> ロ～ハ（略） 9～11（略）